

高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表(R7.4)

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>第1～11条 省略</p> <p><u>(繰越承認申請)</u> <u>第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第9号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</u> <u>2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。</u> <u>3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(補助金の返還等) 第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。 (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。 (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。 (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。 (5) 補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第6条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。</p> <p>(関係書類の保管) 第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、交付等要綱の第24の3に定められた別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。</p> | <p>第1～11条 省略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(補助金の返還等) 第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。 (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。 (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。 (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。 (5) 補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第6条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。</p> <p>(関係書類の保管) 第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、交付等要綱の第24の3に定められた別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。</p> |

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 17 条 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。
2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号及び第 5 号、第 10 条第 4 項、第 13 条、第 14 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 平成 24 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

(グリーン購入)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 16 条 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に定める特別承認事業の採択を受け、補助事業を実施する場合においても、その交付の申請に係る手続、様式等は、全てこの要綱の規定を適用するものとする。
2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号及び第 5 号、第 10 条第 4 項、第 12 条、第 13 条並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 平成 24 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する
附 則
この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する
附 則
この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行する。
追加

別表（第3条、第8条関係）

| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 事業実施主体 |
|-----------------------|--------|---|-------------|
| 1 産地競争力の強化 | | | |
| (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進 | 省略 | 省略 次世代加算 省略 ア 省略 イ 省略 ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア 軒高2.5m以上 イ 耐風速35m/s以上 (事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未滿とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。 ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/s | (1)～(13) 省略 |

別表（第3条、第8条関係）

| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 事業実施主体 |
|-----------------------|--------|---|-------------|
| 1 産地競争力の強化 | | | |
| (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進 | 省略 | 省略 次世代加算 省略 ア 省略 イ 省略 ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア 軒高2.5m以上 イ 耐風速50m/s以上 (事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未滿とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。 ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/s | (1)～(13) 省略 |

| | | | |
|------------------------|----|--|----|
| | | を下限とする。 また、ハウスが 風害を受けないよう保守点 検をするなど 適切に管理す ること。 ウ 省略 | |
| (2) 産地合理 化の促進 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |
| (3) 特別承認 事業 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |

| | | | |
|---------------------------|----|----|----|
| 2 みどりの食 料システム戦略 の推進 | 省略 | 省略 | 省略 |
|---------------------------|----|----|----|

(削除)

| | | | |
|------------------------|----|--|----|
| | | を下限とする。 また、ハウスが 風害を受けないよう保守点 検をするなど 適切に管理す ること。 ウ 省略 | |
| (2) 産地合理 化の促進 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |
| (3) 特別承認 事業 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |

| | | | |
|---------------------------|----|----|----|
| 2 みどりの食 料システム戦略 の推進 | 省略 | 省略 | 省略 |
|---------------------------|----|----|----|

| | | | |
|-------------------------|---|---|---|
| <u>3 スマート農業 の推進</u> | <u>以下の事業に要 する経費</u> <u>ア 耕種作物小 規模土地基盤 整備</u> <u>(ア) ほ場整備</u> <u>(イ) 園地改良</u> <u>(ウ) 優良品種系 統等への改 植・高接</u> <u>(エ) 暗きょ施 工</u> <u>(オ) 土壌土層 改良</u> | <u>事業費の2分の1 以内</u> <u>次世代加算（区分 1の(1)の補助率 の欄の「次世代加 算」を準用する）</u> | <u>(1)市町村</u> <u>(2)農業者の組織 する団体</u> <u>(3)公社</u> <u>(4)土地改良区</u> <u>(5)消費者団体及 び市場関係者</u> <u>ただし、野菜の取 組を対象とした、 産地管理施設の整 備に限るものとし る。</u> <u>(6)事業協同組合 連合会及び事業協 同組合</u> <u>(7)食品事業者者</u> <u>(区分1の(1)の 事業実施主体の欄</u> |
|-------------------------|---|---|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p><u>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</u> <u>(ア) 飼料作物作付条件整備</u> <u>(イ) 放牧利用条件整備</u> <u>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</u> <u>ウ 耕種作物産地基幹施設整備</u> <u>(ア) 育苗施設</u> <u>(イ) 乾燥調製施設</u> <u>(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</u> <u>(エ) 農産物処理加工施設</u> <u>(オ) 集出荷貯蔵施設</u> <u>(カ) 産地管理施設</u> <u>(キ) 用土等供給施設</u> <u>(ク) 農作物被害防止施設</u> <u>(ケ) 生産技術高度化施設</u> <u>(コ) 種子種苗生産関連施設</u> <u>(サ) 有機物処理・利用施設</u> <u>(シ) 油糧作物</u></p> | | <p><u>の(7)を準用する)</u> <u>(8)民間事業者</u> <u>(9)中間事業者(区分1の(1)の事業実施主体の欄の(9)を準用する)</u> <u>(10)流通業者(区分1の(1)の事業実施主体の欄の(10)を準用する)</u> <u>(11)公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(区分1の(1)の事業実施主体の欄の(11)を準用する)</u> <u>(12)特認団体</u> <u>(13)コンソーシアム</u></p> |
|--|--|--|--|--|

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p> <u>処理加工施設</u> <u>(ス) バイオデ</u> <u>ィーゼル燃料</u> <u>製造供給施設</u> <u>エ 畜産物産地</u> <u>基幹施設整備</u> <u>(ア) 畜産物処</u> <u>理加工施設</u> <u>(イ) 家畜市場</u> <u>(ウ) 家畜飼養</u> <u>管理施設</u> <u>(エ) 国産飼料</u> <u>関連施設</u> <u>(オ) 家畜改良</u> <u>増殖関連施設</u> <u>(カ) 畜産周辺</u> <u>環境影響低減</u> <u>施設</u> <u>(キ) 畜産副産</u> <u>物肥飼料利用</u> <u>施設</u> <u>オ 農業廃棄物</u> <u>処理施設整備</u> </p> |
| <p><u>3</u> 産地における戦略的な人材育成の推進</p> | <p><u>4</u> 産地における戦略的な人材育成の推進</p> |
| <p><u>4</u> 附帯事務費</p> | <p><u>5</u> 附帯事務費</p> |

| | | |
|----|----|----|
| 省略 | 省略 | 省略 |
|----|----|----|

| | | |
|----|----|----|
| 省略 | 省略 | 省略 |
|----|----|----|

| | | |
|----|----|----|
| 省略 | 省略 | 省略 |
|----|----|----|

| | | |
|----|----|----|
| 省略 | 省略 | 省略 |
|----|----|----|

別記

第1号様式～第8号様式 省略

第9号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
市町村等長

令和 年度高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県競争力強化生産総合対策事業について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 1のうち繰越を必要とする額 円

3 繰越理由

4 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

繰越計算書（別記第9-2号様式）

別記

第1号様式～第8号様式 省略

（追加）

第9-2号様式

繰越計算書

| 事項 番号 | 補助事業の概要 | 補助対象事業費の内訳 | | | 不用額 | 着工年月日 完成年月日 | 前払金 | 出来高 | 年度内支出見込額の積算根拠 |
|----------|---------|------------|------------------|-----------------------|-----|----------------|-----|-----|---------------|
| | | 事業区分 | (国費) 事業費 円 | (国費) 年度内支出見込額 円 | | | | | |
| | 税金等費 | | | | | | % | % | |
| | 円 | | | | | | | | |
| | 補助対象事業費 | | | | | | | | |
| | 円 | | | | | | | | |
| | 補助金 | | | | | | | | |
| | 国費 | | | | | | | | |
| | 円 | 小計 | | | | | | | |
| | 事業実施団体名 | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | |

| 交付決定等 | | |
|-------|-----|----------|
| 区分 | 年月日 | 金額 千円 |
| 内示 | | |
| 交付申請 | | |
| 交付決定 | | |

(追加)

第10号様式 (第12条関係)

(追加)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
市町村等長

令和 年度高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました令和 年度高知県競争力強化生産総合対策事業について、令和 年度の事業を完了しましたので、高知県競争力強化生産総合対策事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により報告します。

記

(注) 1 記の記入要領は、別記第1号様式に準ずるものとします。この場合において、同様式中「事業の目的」を「事業の成果」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と実績の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対比することができるように二段書きにし、交付決定を受けた内容を括弧書きで上段に記入してください。

2 以下の書類を添えてください。

(1) 市町村の補助金検査調書兼確定書(写し)

(2) 請負契約書(写し)

(3) 出来高設計書

(4) 写真(施工前及び施工後、必要に応じて施工中の写真も添えてください。)